演習11 実装に基づき手順書の作成を行う

営業部では、リスク対応計画に基づいて、以下の管理策の実装のために、「利用者端末の設定 手順書」に、これらの項目に関するルールを追加で定めることにしました。

現状の「利用者端末の設定手順書」には、これらに関するルールは、一切書かれていません。

パスワードの設定方法を手順化する

セキュリティに配慮したログオン手順として、パスワード設定方法に加えて、PC の正しい利用方法を手順化する

クリアスクリーン方針 (パスワード付スクリーンセーバの設定) を明文化する

演習11-1.

「クリアスクリーン方針 (パスワード付スクリーンセーバの設定)」として 追加するルールは考えてみました。

「パスワードの設定方法」または「PCの正しい利用方法」のルールを考えてください。

利用者端末の設定手順書

文書番号:総務-manual-04-110

初版作成 平成16年10月20日

最新改訂日 平成18年12月 3日

承認:総務部長

作成:総務部 システム管理者

1. 趣旨

本手順は、顧客情報や会社情報の漏洩など利用者端末(以降、PCと言う)に関わるセキュリティ 問題の発生を未然に防止するために作成しました。

本手順を活用し、使用しているPCに必要な設定を施し、適切な利用を行ってください。

2. 対象者

PCを利用するすべての従業員

3. 対象システム

会社より支給・貸与のPC

4. 遵守事項

4.1. 私物PCの使用禁止

- (1)業務において、従業員が使用できるPCは、会社支給・貸与のPCのみとします。
- (2) いかなる場合でも、会社のシステム環境への私物 P C の接続・利用は許可しません。

4.2. PC の盗難防止

(1) PCは、会議等の際の一時的な社内持運びやプレゼンなどの為の持出し(事前申請が必要) 以外は、常時、盗難防止のためセキュリティワイヤーで固定してください。

例) PC側







4.3. PC に導入するソフトウェア

- (1) PCには、初期設定であらかじめインストールされているもの以外のソフトウェア (OSを 含む) を無断でインストールしてはいけません。
- (2)(1)でインストールされているソフトウェア以外で、業務上やむを得ず導入しなければならないソフトウェアは、有償無償を問わず、以下の記入例を参考に、総務部システム管理者宛に電子メールで申請してください。 申請が許可された場合、総務部システム管理者がインストールなどの設定を行います。

To:総務部 システム管理者

Cc:申請者所属部門 部長

Subject:ソフト導入申請

申請者氏名:○○ ○○ 所属部門:○○部○○課

ソフト名 (バージョン):○○社 ○○○ (Ver. 1.0)

導入目的:○○(株)の IT 環境構築テストで、既存システムとの整合確認に必要なため

使用期間:2006/5/1~2007/3/31

必要本数:○ライセンス

(3) 導入したソフトウェアは、総務部が提供するソフトウェア更新情報をもとに、修正プログラム等を導入し、常に最新の状態で使用してください。

4.4. ログオン I Dの設定

- (1) 初期設定であらかじめ設定され、従業員に一意に提供されるログオン I Dを使用してください。
- (2) 連絡をうけた初期パスワードは、速やかに変更してください。
- (3)(1)のログオンID以外で、業務上やむを得ず追加でログオンIDの設定が必要な場合は、 総務部のシステム管理者に依頼してください。

4.5. パスワードの設定

演習 11-1-1. 「パスワードの設定方法」のルールを考えてください

- (1) 3か月を期限にパスワード変更をうながす変更システムが起動します。
- (2) 過去3回とは異なるパスワードを設定してください。
- (3) パスワードは下記のルールに従って設定してください。
 - (ア) 桁数を 10 桁以上
 - (イ) 英大文字、小文字、数字を組み合わせる。

4.6. 時間制限によるスクリーンセーバの設定

(1) 一定時間が経過したら、パスワード付のスクリーンセーバが起動するように設定してください。

待ち時間: 10分(パスワードによる保護付き)

Windows XP®の例)

デスクトップ上で 右クリック、[プロパティ(R)]をクリック。



"画面のプロパティ"の画面の[スクリーン セーバー]のタブで、をクリック。 [待ち時間(W)]を 10 分に設定し、[パスワードによる保護(P)]にチェックを入れて、 [OK]ボタンをクリック。



4.7. PC の正しい利用について

演習 11-1-2. 「PC の正しい利用方法」のルールを考えてください

- (1) PCの利用者は、社外にPCを持ち出す場合、盗難・窃盗に注意し取り扱うこと
- (2) 社外で PC を利用する場合は、情報の盗み見に注意する
- (3) PC の利用者は、利用環境を整理整頓するとともに、デスクトップを整理し、クリアスクリーンに努める。
- (4) PC は支給されたもの以外を使用してはいけない、自ら管理している PC を他社(当社社員を含む)に使用させてはいけない。

5. 例外事項

業務都合等により本手順書を守れない状況が発生した場合は、総務部 システム管理者に報告してください。

6. 罰則事項

本手順書の遵守事項に違反した場合、その違反内容によっては罰則を受ける場合があります。